力熊本県公報

第10883号 平成14年9月4日(水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行	
規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(秘 書 課)	1
告示	
生活排水対策重点地域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・(環境保全課)	2
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領 (会計 課)	2
超音波顕微鏡の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管理調達課)	3
指定居宅サービス事業所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・(高齢保健福祉課)	4
公告	
貸付・償還台帳管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施	
土地改良区役員の住所変更 (経営金融課) 土地改良区役員の退任及び就任 (農村計画課) 土地改良区役員の退任及び就任 (")	4
土地改良区役員の住所変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課)	5
土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
県営土地改良事業計画変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
熊本都市計画都市高速鉄道の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(都市計画課)	7
能 木 都 市 計 画 都 市 喜 連 鉎 道 の 瑨 憤 影 鐭 誣 価 淮 借 聿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
土地改良区役員の退任及び就任 (農村計画課) 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民生活総室) 超音波顕微鏡の調達に係る一般競争入札の実施 (管理調達課)	8
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・・・・・・・・・・・・・・・・・(県民生活総室)	9
超音波顕微鏡の調達に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・・・(管理調達課)	9
登載 依頼	
感染症発生動向調査企画委員会の会議の開催・・(感染症発生動向調査企画委員会)	10

本号で公布された規則のあらまし

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(1) 所得等報告書の様式中の分離課税の部に「商品先物取引の事業・雑所得」の項を設けることとした。(別記第3号様式関係)

(2) 施行日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第77号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を 改正する規則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年熊本県規則第50号)の一部を次のように改正する。

を

に

別記第3号様式中

分	土	地	ŧ	争	の	事	業	•	雑	所	得	
離	短		期			譲	涯	ŧ	所		得	
課	長		期	期		譲	涯	ŧ	所		得	
税	株	式	等	の	事	業	· 譲	渡	• 杂	推 所	得	

公

報

\triangle	土	地	ļ i	等	の	事		業	•	杂	隹	所	得		
対	短		其	F .		譲		渡			所		得		
離	長		期 譲		譲		渡		所		得				
課	株	式	等	の	事	業	•	譲	渡	•	雑	所	得		
税	商	品	先	物	取	引	の	事	業	•	雑	所	得		

改める。
附

則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 664 号

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 14 条の 7 第 1 項の規定に基づき生活排水 対策重点地域を平成14年9月4日付けで次のとおり指定したので、同条第4項の規定によ り公表する。

平成14年9月4日

子 熊本県知事 潮 谷 義

海域を指定するもの 1

市	町村	名	対象海域名	重 点 地 域 の 範 囲
松	島	町	有明海	松島町全域(ただし、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2
			八代海	条第8号の区域を除く。)

2 河川を指定するもの

市	町村	名	対象河川名	重 点 地 域 の 範 囲
松	島	囲丁	教良木川	松島全域(ただし、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条
			今泉川	第8号の区域を除く。)
			阿村川	
			合津川	
長	陽	村	白川	長陽村全域(ただし、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2
			黒川	条第8号の区域を除く。)

熊本県告示第 665 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。 平成14年9月4日

子 熊本県知事 潮 谷 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11)の一部を 次のように改正する。

別表第1肥後銀行泗水支店の項を削り、同表肥後銀行天草支店の項中「熊本県信用組合 本渡支店」を削る。 別表第2肥後銀行天草支店の項中

天草信用金庫瀬戸橋支店

を

天草信用金庫瀬戸橋支店 熊本県信用組合本渡支店 熊本県信用組合本渡支店 に 熊本県信用組合御領支店 熊本県信用組合高浜支店

改め、 同表肥後銀行富岡支店の項を削る。 附 則

この要領は、平成 14 年 10 月 7 日から施行する。ただし、別表第 1 肥後銀行泗水支店の項を削る改正規定は平成 14 年 10 月 21 日から施行する。

熊本県告示第666号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加す る者に必要な資格等について告示する。

平成14年9月4日

子 熊本県知事 潮 谷 義

- 調達物品及び数量 超音波顕微鏡 1式
- 競争入札の参加者の資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。)によるが、詳しくは、以下のと おりとする。

- 競争入札に参加することができない者 (1)
 - ァ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
 - 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者
 - 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経 過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として 使用する者を含む。)
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品 の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督
 - 又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者 (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

 -) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者 (カ)
 - 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者 I
 - 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者 オ
 - 原則として、同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者 カ
- 競争入札参加者の資格及びその審査

県が発注する物品の製造、修理又は購入のため行う競争入札に参加することので きる者は、審査要領に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者で あること。

- 入札を希望する者の資格審査申請の方法
- (1) 申請の方法

熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、直接提出する ものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送による提出も認めるが、この場合 は、書留郵便に限る。

なお、すでに参加資格を有している者は、申請の必要はない。

- ア 定款
- 商業登記簿謄本(個人にあっては身元証明書、登記事項証明書及び営業証明書) 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表(法人の場合は、貸借対照表、 損益計算書及び利益処分に関する書類。個人の場合は、貸借対照表及び損益計算 書。)
- 営業経歴書 I
- 印鑑証明書 オ
- 最近1年間の県税に係る納税証明書(都道府県税、ただし熊本県内に営業所等を 有する者は、熊本県民税、事業税、自動車税、消費税及び地方消費税。なお、都道府県税が課税されていない者は、その旨の証明書。)
- 販売代理(特約)店証明書
- 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合には、許可、認可等を得たことを照 明する書類
- 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委 任する場合は、委任状

申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課契約班

郵便番号 862-0950 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号(郵便番号 862-8570 と した場合は、住所の記載は省略できる。)

096-383-1111 内線 6345、6346、6348

(3) 資格審査申請書の受付期間

平成 14 年 9 月 4 日から平成 14 年 10 月 8 日まで(県の休日を除く。)とする。た だし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 16 年 9 月 30 日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格 の申請の受付を平成16年7月1日から平成16年7月31日まで行う。

資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

熊本県告示第667号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業 所を次のとおり指定した。

平成14年9月4日

子 義 熊本県知事 潮 谷

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事	業 者 名	指定年月日
訪問看護ステーション和訪問看護事業所	有限会社	訪問看護ステー	平成 14 年 8 月 23 日
玉名市月田 2107 番地 3	ション和		

公 告

熊本県公告第706号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年9月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 競争入札に付する事項
 - 委託業務の名称

貸付・償還台帳管理システム開発業務

委託業務の概要

経営金融課で行う貸付けに係る資金管理事務の情報化を推進し、債権管理の強化、 事務の簡素化を図るため、貸付・償還台帳管理のシステムを開発する。

- 委託業務の詳細 入札説明書による。 (3)
- 委託の期間 契約の日から平成 15 年 3 月 24 日まで
- (5) 入札方法
 - 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消 費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積 もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
 - 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
 (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に 関する要綱(平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号)による審査のうえ、情報システムに関する設計、開発の入札参加資格を有すると認められた者であること。 (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。 契約条項を表する場合
- - 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 熊本県商工観光労働部経営金融課高度化班(熊本県庁行政棟本館 7 階) (1) 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 5145

(2) 入札説明書の交付

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札 説明会で説明する。
- イ 入札説明会の日時及び場所

日時 平成 14 年 9 月 6 日 (金) 午前 10 時から午前 11 時まで 場所 熊本県庁北側会議棟 301 号室

- ウ 入札説明会に参加できない者については、入札説明書を配布する。入札説明書 の配布期限は、平成14年9月6日(金)から同年9月17日(火)までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 14 年 9 月 18 日 (水) 午前 10 時
 - イ 場所 熊本県庁北側会議棟 302 号室
- (4) 入札書の提出方法

3の(3)の記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときには、 3の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(郵便書留に限る。)すること。

4 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県商工観光労働部経営金融課高度化班(熊本県庁行政棟本館7階)

郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 383 1111 内線 5145

- 5 その他
 - (1) 入札、契約手続等について使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

へ札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたっ て締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認 められるときに限る。)。
- (3) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、落札価格の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア^一契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保 険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と 種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実 に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が契約を履行しないこととな るおそれがないと認められるときに限る。)。
- (4) 入札の無効

を公告に示した競争入札資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 最低制限価格設定しない。

〔8) その他の詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第707号

熊本市金峰南麓土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨届出があった。 平成 14 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	名	新 住 所	旧 住 所
理 事	平 川 康	征	熊本市松尾町上松尾 2680	熊本市松尾町上松尾 2370

熊本県公告第708号

熊本市金峰南麓土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。 平成 14 年 9 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

報

退任

谷	職名	E	Ŧ.	í	 含	住	所	
理	事	田	尻	幸	博	熊本市小島下町 181-2		
	"	福	島	直	人	熊本市小島下町 1941		
	"	平]]]	康	征	熊本市松尾町上松尾 2680		
	″	小	嶋	弘	彰	熊本市松尾町上松尾 2079		
	"	福	島	弘	行	熊本市松尾町上松尾 4244		
	″	白	石		勲	熊本市松尾町上松尾 4172-2		
	″	中	村	幸	人	熊本市松尾町近津 246		
	″	下	津	貞	幸	熊本市松尾町近津 1041-2		
	"	井	上	博	明	熊本市松尾町平山 1058		
	"	平]]]		等	熊本市松尾町平山 41		
	"	平]]]		正	熊本市松尾町平山 1062		
	"	吉]]]		保	熊本市松尾町平山 10		
藍	事	竹	原	正	時	熊本市小島下町 2348		
	″	本	田	幹	男	熊本市松尾町上松尾 3036		
	"	中	村		栄	熊本市松尾町近津 1160		

就 任

役職名	E	Ŧ.	ź	3	住	所
理事	田	尻	幸	博	熊本市小島下町 181-2	
"	福	島	直	人	熊本市小島下町 1941	
"	白	石		勲	熊本市松尾町上松尾 4172-2	
"	福	島	弘	行	熊本市松尾町上松尾 4244	
"	中	村	幸	人	熊本市松尾町近津 246	
"	下	津	貞	幸	熊本市松尾町近津 1041-2	
"	坂	本		朗	熊本市松尾町平山 1053	
"	吉]]]	光	治	熊本市松尾町平山 44-2	
"	笠	井	俊	光	熊本市松尾町平山 57	
"	宮	崎	正	敏	熊本市松尾町平山 74	
"	小	嶋	弘	彰	熊本市松尾町上松尾 2079	
"	平]]]	康	征	熊本市松尾町上松尾 2680	
監事	竹	原	正	時	熊本市小島下町 2348	
"	中	村		栄	熊本市松尾町近津 1160	
"	本	田	幹	男	熊本市松尾町上松尾 3036	

熊本県公告第709号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の規定により、平成 11 年 4 月 6 日確定した県営吉次地区土地改良事業(農業用用排水施設、区画整理、農業用道路)の計画の一部を変更したいので、次の書類を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益をしているもので、その農用地又は土地についてこの県営事業に参加しようとするものは、平成 14 年 9 月 17 日までに植木町農業委員会に申し出られたい。

平成14年9月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 公告する書類 県営吉次地区土地改良事業(農業用用排水施設、区画整理、農業用道路)計画変更概要書